THE SUGGESTION
THE SUGGESTION
提言

中小企業組合総合研究所機関紙
11月1日
第226号（2024年）

発行所
一般社団法人 中小企業組合総合研究所
〒533-0032 大阪市東淀川区淡路3-6-31 協同会館アソシエ2F
電話 06-6328-5577 FAX 06-6328-5588
URL http://www.kumiaisouken.com/

提言・約束事

1. 基本的には読者参加型の提言新聞とします。併せてニュース解説や話題を提供します。
2. 投稿の場合、社会規範に反するものは受付けません。原稿掲載はスペース等の関係もあり編集者の判断にお任せ下さい。

10・19から11・6へ 関西生コン「週刊実話」裁判 秋の陣
関西生コン「週刊実話」裁判を支援する会 結成1周年集会開かれる～東京・文京区民センター
乱鬼龍（関西生コン「週刊実話」裁判を支援する会）

2019年、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（関西生支部）と委員長（当時）である武建一氏への苛烈な弾圧の中、「週刊実話」なる週刊誌が、3回にわたって誌上を使って関生支部および武建一氏への誹謗中傷を繰り返し掲載し、デタラメ極まりない悪質なデマキャンペーンを繰り広げた。関生支部は、これら事実無根の記事が「名誉毀損（きそん）」であるとして訴えを起こしている。これと呼応して「関西生コン『週刊実話裁判』を支援する会」は2023年6月に結成され、本年11月19日に「結成1周年集会」を開催した。



反撃はここからだ！

闘う関西生コンへの弾圧が強まる中、「週刊実話」という雑誌を使って、「武建一（当時・関生支部執行委員長）と関西生コンは反社会集団」「関西生コンのドン武建一」などという、実に悪質な意図を持ったデマ記事が、2019年2月21日号、2月28日号、3月7日号と3週連続して大きな記事として連載された。

私たち有志は、こんなトンデモナイ記事を書いたライターの一ノ宮美成と「週刊実話」の出版元である日本ジャーナル出版株式会社を告発して、名誉毀損訴訟を提起して、はや5年余を闘ってきた。

その間、武建一さんの関西生コン委員長解任、そして様々な裁判闘争などが続く中で、当初の状況から大きく変化してきたが、私たち「支援する会」は、東京に在って、関西の不当弾圧に対する連帯、支援、呼応の階級的意志を固めて、小さな力ではあるが、目いっぱい行動を続けてきた。

そうした中で「支援する会」を、一年半程前、再構築する意味も込めて「関西生コン『週刊実話』裁判を支援する会」として新たな決意を込めて新結成し、この程、1周年集会として、また迫る11月6日の「第19回公判」という重要な局面に対しての前宣伝、組織化という思いも込めて、10月19日、東京・文京区民センターにおいて、「結成1周年」の集会を開いた。

支援者と学識者からの応援も

当日は、大阪から武建一さん（関生支部前委員長）を迎え、会場には「武さんの生の声を聞きたい」「武さんが今、何を、どう考えて、何をやろうとしているのか、ぜひ聞きたい」というような思いの人たちが結集した。

まず「開会挨拶」は、武建一さんの考えと行動を断固支持するという國學院大學名誉教授の菅井益郎さん（ちなみに私は「足尾鉱毒事件」研究の関係で、菅井さんとはもう50年余の御縁です）から、「闘う労働組合が無くなってきている中で、原則的な運動を潰してきたのが新自由主義の策動だ。微力だが武建一さんの闘いを支持したい」と熱のこもった挨拶をいただいた。



武建一さんが語る弾圧の本質

続いて、武建一さんから、弾圧の本質についての報告が行なわれた。

その中で武さんは「今、日本は選挙情勢に入ったが、日本は本当に独立しているのか。独立国と言えるのか。アメリカの従属国が現実だ。この状況を打破していくために、『日米安保条約の廃棄が必要だ』と関生支部は一貫して主張してきた。自民党は『日本を守る』と言っているが、何からどう守るのか。『台湾海峡有事だ』などと言って、戦争をやる雰囲気を国民の中に作っている。そうしたゴマカシのプロパガンダの中で、戦闘的労組運動を徹底的に弾圧してきている。アメリカの戦争を絶対に許してはならない。

この弾圧で自分も含めて89名もの逮捕者が出ている。ビラを配っただけでも逮捕された。60人以上も起訴されて、裁判費用だけでも大変だ。この攻撃は何を狙ったものか。関生支部を壊滅させるという支配階級の側の徹底した攻撃なのだ。その凄まじい弾圧の中で、現在の組合員は50人を切ったところまできている。闘う方針も無い。関生支部潰しは成功している。武建一を生コン業界から完全追放する事を狙っているのだ。金でもダメ、地位でもダメ、名誉でもダメ。これはもう完全に潰すしかないというのが敵の側の意志だ。

政治家としては、安倍、二階、麻生、松井（維新）などが“策”を練った。もう一つはセメントメーカーだ。『在特会』を使って弾圧してきた。

2018年8月に逮捕されて、2020年5月に出所してくるまでの“武建一不在”の空白の時間の中で、“武建一ヌキの関生労組づくり”の画策が動いた。5月に出所して、10月まで関生の組合事務所には立入禁止という事になった。実は関生支部の中に敵のスパイがいて、敵に情報が筒抜けになっている。セメントの値上げは行なわれたが、労働者の労働条件は悪くなっている。賃金は下がるし、休日も減っている。産別労働運動である関生支部への徹底した解体攻撃の中で、中小のセメントメーカーとの『政策懇談』

（2面に続く）



季折々 四

兵庫県知事選

11月17日に兵庫県知事選挙が行なわれます。立候補者は、過去最多の7名となっており、10月13・14日に行なわれた某社の調査によると、前尼崎市長であった稲村和美氏が一歩リード、続いて前知事の斎藤氏、参院議員の清水氏となっているそうです。

稲 村氏は「今、兵庫県はかつてない危機に陥っている。県政の混乱と停滞をこのままにしておくことはできない」清水氏は「維新がどうとかではなく、党で選挙する状況ではない。幅広くいろんな方の声を聴きながら、兵庫県を再生していくのが最初のミッション。斎藤さんと（自分は）力が違う。僕は県議団だけでなく議員・県民ともコミュニケーションをとりながら進める」と言っている。

県 議会による「不信任決議」を受け失職した前知事の斎藤氏は、「ある意味失敗した人だから新たにチャレンジが出来る。即戦力としては私が適任だと思う」と再出馬への思いを語っている。

失 職による出直し選挙が行なわれるが、斎藤前知事によるパワハラや、おねだり等々の7つの疑惑を内部告発した男性職員が懲戒処分され、7月7日に自ら命を絶った。疑惑を全て「うそ八百」と否定し、パワハラ疑惑に対しても「業務上必要な指導」と言ってのけている。人一人の命が亡くなっている。斎藤前知事は遺族に謝罪はしたのだろうか？

私 は、兵庫県民である。この春、選挙権を得た娘達と、知事選挙に臨みます。

（稲葉忍）

（1面から）会』もダメになり、さらに『過去の事はリセットする』と発言するまでになってきた。『不当弾圧反対』だけの課題ではダメだ。今までは、労組、中小組合の協働で一定の（高）水準を保ってきたが、それを解体してきた。

　自分は今、新しい事をやろうとしてきている。生コン労働者に限らない、他の業種の労働者たちとも一緒にやれる運動を創発したいと考えている」等々、〝武建一節〟が冴えわたった。

多くの激励の挨拶が続く

　次に激励の挨拶として、大阪から来られた仲村実さん（管理職ユニオン・関西／委員長）から、「武建一さんの『関生再生委員会』と連帯して行動してきた。『関生支部の内部問題だから介入するな』という誹謗中傷もひどくあったが、自分は武さんの側に道理があると思うので、ずっと支持してきている」旨の発言があった。

　次に、労働法、労働運動の学者の立場から木下武男さん（昭和女子大学名誉教授）から「日本の現情勢と労働運動の課題」と題してお話があった。

武さんらの隔離抹殺が狙い

　次に「週刊実話」裁判弁護団の一瀬敬一郎弁護士から、この間の裁判の経過と、「11月6日の第19回公判へ大結集を」というお話があった。その中では「今年6月27日、京都地検は、関西生コン労組・武建一前委員長と、湯川裕司現委員長の2人に対して、なんと懲役10年を求刑した。明らかに2人を実刑にし、社会から隔離抹殺しようとする不当な攻撃だ。2018年以来、公安警察、検察は『関生解体』を公然と叫び、激烈な不当弾圧をかけてきました（逮捕組合員のべ89人、起訴62人）。『関生を削り取る』（取り調べ検事の言動）『関生組合員を働かせた企業には仕事を絶対に回さない』（大阪広域生コンクリート協同組合の示達）等に、この弾圧の性格が露呈しています」など、詳しく報告があった。


昨年の結成集会にも多くの参加者が

　また、激励挨拶として「沖縄意見広告運動」事務局（乱鬼龍）から、来年、第16期へ向けてのアピールがあった。

　集会終了後、近くの店で、武建一さんを囲んでの懇親会も熱い交流の場となった。

東京地裁前に大結集を

　11月6日（10時～17時）東京地裁703号法廷で行なわれる「第19回公判」は大きな山場を迎え、武建一前委員長への本人尋問もあります。ぜひ多くの皆さんの大結集をお願いします。当日9時から東京地裁前で情宣行動を行ないます。

（文責・乱鬼龍）

関西生コン「週刊実話」裁判を支援する会
東京都港区新橋2-8-16
石田ビル5階
救援連絡センター気付
電話　03-3591-1301



悪質な捏造記事が掲載された『週刊実話』

旧（ふる）いからこそ活かせる社会主義
―心が騒がぬ選挙の時代に想う
京都大学名誉教授　本山美彦

　石破茂内閣発足からわずか2週間、衆院選が10月15日に公示され、同月27日に投開票された。首相の就任後26日での投開票は戦後最短だ。石破氏は自民党総裁選の最中に「国民に判断材料を提示するプロセスが必要」と言って、首相就任直後の解散総選挙を否定していたにもかかわらず、総裁になった途端、豹変してしまった。国民の多くが困窮する経済状況の改善を後回しにし、震災や集中豪雨で甚大な被害を受けた能登地方の復興のための補正予算の審議もしない。新政権を評価するいとまもなくの総選挙であった。石破首相が就任から戦後最短の速さで総選挙の実施に踏み切った意味は。そして今回の総選挙は現在を生きる私たちに何を問い、そして後世の日本人にとってどんな意味を持つのだろうか。選挙の意義や論点について経済学の第一人者である本山美彦氏に聞いた。（編集部注：この考察は衆議院選の公示前に執筆されたもの）


所信表明演説を行なう石破茂首相。5つの「守る」を掲げたが就任前の主張はどこに？

　権力者は自分に都合のよい有権者を作り出す。有権者が自覚して首班を選んでいるのではない。多くの人が、すでにそのことに気付いている。それでも、改めて主張したい。

　この点を的確に表現した二人の言葉を紹介する。一人は、「エコロジーと文化を求める国際会議」の創設者で映画や著書を通して、合意を基礎にした地域社会間の連帯の強化を目指す活動をしているヘレナ・ノーバーグ＝ホッジ（Helena Norberg-Hodge,1946～）。

　もう一人は世界初の原子爆弾の開発に携わった、あのアルベルト・アインシュタイン（Albert Einstein, 1879～1955）。

　両者の間にはほぼ50年もの時代間隔がある。しかし、両者はともに、いわゆる「民主主義」を豪語する「先進諸国」の選挙が操作されている実態を痛烈に批判している。

旧いものの価値を再発見することが重要

　まず、ノーバーグ＝ホッジの著書『古くから続く未来：グローバル化した世界に対してラダックの経験から訴える』（原文は英語、初版は1991年）の主張を紹介する。ラダック（Ladakh）とは、インド北部にある小チベットと呼ばれるヒマラヤの秘境である。

　しかし、この著作は映像を意識しすぎて、文章も焦点も散漫になりすぎているので、ここでは、私流に重要個所を要約する。

　以下、ノーバーグ＝ホッジの著作の要約。


ラダックの中心都市レーの町並み

　投票権を持っているので、私たちは、自分たちが物事を決定する力を持っているかのように、思い込まされている。選ばれたという人たちは、まやかしの権力を付与されているにすぎない。彼らは、付与者から委ねられた司法・立法・行政の三権を行使して私たちをコントロールしている。付与したのは、多国籍企業である。選ばれたと自負している権力者たちも、別の、より大きな力を持つ多国籍企業によって支配されているのである。多国籍企業こそが、自分たちのビジネスに障害になるものを取り除くべく、私たちには気付かれないように、国家権力に対して様々の工作を行なっている。しかも多国籍企業という本物の巨大な権力は、新聞やテレビなどのメディアはおろか、学問の世界をも支配して、私たちの意識を改造する装置を動員できる。

　以上が、ノーバーグ＝ホッジの著作の強調点である。

　多国籍企業が権力を持つことによって、なにが起こっているのか？この点についてのノーバーグ＝ホッジの見方を、〝Greenz.jp〟というネットによる情報組織がかなり詳しく紹介している。組織の主催者である石村研二が、2016年10月に来日したノーバーグ＝ホッジと対談して、その内容を2016年12月14日付けで発信した（https://greenz.jp/2016/12/14/helena_norberg_hodge/）。

　その内容も紙幅の制約上、私流に要約する。

　以下、インタビューの内容の要約である。

　解決しなければならない全体像を捉えるには、映像を駆使した「ビッグピクチャー活動」が重要である。

　社会や環境を悪化させている根本原因は、グローバル化された経済の仕組みにある。

　第二次世界大戦後、IMF、GATT（3面に続く）


ヘレナ・ノーバーグ＝ホッジ

（2面から）などといった世界統一を目指す国際的機関がいくつか作られた。これらの機関は、世界経済に統一された仕組みを作るという名目の下、国際的に活動する銀行や企業に、より多くの自由を与えてきた。それは、善意から生まれたものかも知れない。しかし、結果としてでき上がったものは、世界的規模で支配力を行使できる巨大な権力であった。金融を動かせる新たな機関と、多国間で経済活動を行なう多国籍的巨大企業とがつながってしまった。以後、多国籍企業の実際的な権力は大きくなるばかりである。それは、民主的な社会構造を脅かすようになっている。

そういった企業は、ロビーイングを行なって各国政府に働きかけ、税制的な優遇や、インフラを優先的に使う便宜を得る一方で、地元に根付いて活動している中小企業に新しい規制をかけて、彼らを潰してしまう。

一例を見よう。例えば、袋詰めされて地元で売られているポテトチップ。その多くは、海外で作られたジャガイモを粉にして成型し、商品として販売されたものである。売り出されたポテトチップの値段は、地元のジャガイモより安い。作物の値段を決めるからくりが、こうした現象の背景にはある。

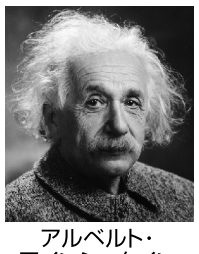
それを打破する力がローカリゼーションである。

ローカリゼーションとは、生産者と消費者の距離、生産者と資源の距離、全体として原料調達から消費までの距離を縮めることである。ローカルフード運動もその一つ。ファーマーズマーケット、公共施設での地場産食材の消費、学校での食育農園などがそれである。

以上がインタビュー記事の要約である。

ローカリゼーションとは、何世紀も前から世界各地で自発的に生み出されたことを再現すること。ノーバーグ・ホッジの主張点はここに凝縮される。

何万年と生き延びてきた慣習こそが、社会主義である


アルベルト・アインシュタイン

次に紹介するアインシュタインは、ローカリゼーションこそが社会主義だと理解しているように見える（断定せずにほのめかしているのだが）。

1949年5月、意見の相違を持つ様々な自称左翼論者たちが寄稿する月刊誌、『マンスリー・レヴュー』（Monthly Review）が創刊された。この創刊号の、しかも巻頭論文に、アインシュタインの「なぜ社会主義か？」（Why Socialism?）という題の長い論文が掲載された。この論文は、人類には「社会主義」を実現させる必要があると、全面的に社会主義を推奨したものである（https://monthly-review.org/2009/05/01/why-socialism）。

紙幅の関係で、ここでも、私流に要約させていただく。以下、その要約。

比較的小さなグループが共同（社会）意識を持ってなんとか自給自足できた時代は過ぎ去った。

代わって個人は、社会への依存を嫌悪するようになり、利己的な衝動を強めてきた。社会的に連帯しなければならないという、以前にはあった義務感が、急速に衰退してきた。

しかし、現実には、人々は、社会と折り合うという気持ちを衰退させたことによって、限りない孤独感に苦しむようなった。利己主義の虜囚（りょしゅう）となったために、人は、不安にまといつかれている。本音では、単純で素朴であったが楽しかったという昔に戻りたいという願いを秘めているのに。

短くて危険な人生であっても、社会に身を捧げることによってのみ、人生に意味を見出すことができるという類の遺伝子を、自然は人間に植え付けているはずである。

今日の資本主義社会の経済的無政府状態こそが、人生の喜びを奪った悪の本当の根源である。

巨大な生産者集団が、自分たちに都合の良いように作成された法律を駆使して、集団労働の成果を奪いあっている。消費財や追加資本財の生産に必要な生産能力全体が、事実上、巨大企業の私有財産に組み込まれている。このことを認識することこそが重要である。

生産は利益のためだけに行なわれるようになってしまった。働く能力と意欲のある人全員が仕事を見つけられるという保証はなく、「失業者軍団」が常に存在する。労働者は常に職を失うことを恐れているのに、失業者や低賃金労働者は巨大企業に対して利益の出る市場を提供しないため、労働者向けの消費財生産は制限される。

技術の進歩は、労働者の労働負担を軽減するどころか、失業を増やす結果となることが多い。膨大な労働が職場から排除されることこそが、個人の社会意識の麻痺を生む。若者は、社会的に貢献するよりも、いわゆるエリート教育を受けて社会的に高い地位を得ようとして自らの青春を犠牲にしている。

これらの重大な悪をなくすには、社会主義経済を確立し、幸せな社会を作るという目標に向けられた教育制度を整備するしかない。社会主義社会とは、生産手段を社会全体の所有として、計画的に利用されるように構成されるべきものである。

生産を地域社会のニーズに合わせて調整する計画経済は、労働能力のあるすべての人々に仕事を分配し、すべての男性、女性、子供に生活を保証すべく作られる。個人の教育は、個人の生来の能力を促進することに加えて、同胞に対する責任感を育むことを目指すものでなければならない。

いまや、住民全員が、共同体的な生活を営んでいた昔風の社会を復活させることが重要である。ただし、計画経済建設を焦るあまり、生まれかねない恐怖政治の芽だけは早期に摘み取っておかねばならない。

以上が要約である。

歴史上最高の天才と目されている人の、なんて素朴な発言であろうか。

旧い農業こそ守られるべき大切なもの

現在、世界的に農地の土壌が大流出し、農業危機が進行している。それには、行き過ぎた農業の近代化が大きく関与していると思われるが、ここでは触れないでおく。論じたいのは、穀物の多様性が急速になくなっている点である。

日本では、2017年4月に長く続いてきた「種子法」が廃止された。

1952年に成立した「種子法」が、戦後日本のコメ、大豆、麦など主要穀物の種子の安定的な供給体制を支えてきた。民間企業ではなく、国や地方自治体といった公的機関が、優良な種子の開発と普及に責任を持つということを定めていたのがこの「種子法」である。

「種を採る」というのは、農家にとっては非常に大きな負担である。作物が実って出荷しなければならない時には、まだ種はできていない。種を採るためには、作物が実っても出荷せずに種ができるまで長い期間待たねばならず、その間の収入は途絶えざるをえない。発芽率などに優れた優良品種の質を守って種を採るのは、非常に手間が掛かる難しい作業となる。

コメの場合、優秀な「種もみ」を作るには最低4年間もかかる。「種もみが足りない」となっても急に増産することはできないので、その意味でも公的事業で計画的に進めていくことが必要だとの説得に当時の多くの人が賛成していたのである。

戦後の食糧難の中で、米と麦と大豆の種子だけは公的な事業で確保して、農家の負担を減らそうというのが「種子法」の狙いであった。

種子の生産は、都道府県の1954年に設立されたJA（全国農業協同組合中央会が組織する農協グループの愛称）や普及センターが担い、地域にあった良質な種子が農家に行きわたるように、農業試験場の運営などに必要な予算を国が負担してきた。

ちなみに、米、麦、大豆以外の作物については種子法のような公的保護の仕組みはなく、その結果として今、日本で流通している野菜の9割くらいは、海外産の種が用いられるようになっている（https://i-midas.jp/jijukaitai/f-40-173-1809-g744#:~:text=）。

その種子法が、「民間企業の種子事業参入を促す」との理由で廃止されたのである。これによって、米、麦、大豆についても、国や都道府県に種子の開発や生産、供給を義務付ける法的裏付けはなくなり、予算を割く義務もなくなった。今後、種子生産のための農業試験場を規模縮小・廃止する都道府県が出てくるであろう。

「日本政府がどうしても種子法廃止を進めたかった。そしてそれは、種を〈公共で守るもの〉から〈企業が開発して儲けるもの〉にして、民間企業が作った種を海外の農家に売り付けて利益を得るという、米国系グローバル企業が主導する戦略を推進したいからではないか」（https://www.chosyu-journal.jp/shakai/18369）。

コメのブランド化による コメ産業の衰退の可能性

近年、コメの高級ブランド化が急速に進んいる。以前は、多様な日本の風土の中で、地域ごとに、適合する「銘柄米」を人々は食していた。地域それぞれが自分たちの風土に合う違った銘柄米を開発してきた。

ところが、今や、風土の違うはずの地域で、全国共通のブランド米生産に切り替えられている。

数多くあるコメの品種の中で、日本の作付面積の大半が有名ブランド米で占められている。

ブランドとしてトップ人気の「コシヒカリ」は、1944年に新潟県で「農林22号」と「農林1号」を交配させて誕生したコメが基になっており、これを福井県が多収品種として育成し、「農林100号」として品種登録し、「越の国に光り輝く品種」となる願いを込めて、コシヒカリと命名したのである。そして、今や、日本で栽培されているコメは、コシヒカリの子や孫、ひ孫などの関係に当たる品種がほとんどである。「ひとめぼれ」、「ヒノヒカリ」、「あきたこまち」もすべてコシヒカリの子孫である（https://www.tsunagi-japan.co.jp/blog/varieties-and-branding/#:~:text=）。

これでは、各地域の風土に合った種類のコメは衰退してしまう。高値で売りたいからこそ、農家は地域の特性に合った従来の銘柄米を棄てているのであるが、同じ遺伝因子しか持っていないブランド米だけでは、いずれ、コメ生産は行き詰まるであろう。

長い時代を生き延びてきた品種の価値を私たちは、再発見すべきである。

個人がフリーランスとして働く環境整備のために
フリーランス保護新法
11月スタート

2024年11月1日から「特定受託事業者（フリーランス）に係る取引の適正化等に関する法律」、いわゆる「フリーランス保護新法」が施行される。この新法の施行により、フリーランスと事業者間の取引の適正化が進み、より公正かつ安全な契約ができるようになると期待されているが、すでに問題点も指摘されている。

フリーランス保護新法制定の背景

近年、フリーランスという働き方が急速に普及している。フリーランス向けのクラウドソーシングサイトを運営する「ランサーズ」が行なった調査によると、2015年に1151万人だったフリーランスは、2021年には1577万人まで増加している事が明らかになった。

多くの人が独立して自らのスキルを活かし、多様な働き方を選択する中で、フリーランスの労働環境や権利保護の重要性が高まっている。このような背景の中で11月1日から施行される「フリーランス保護新法」では、取引トラブルを防ぎ、より働きやすい環境を整備していくとしている。

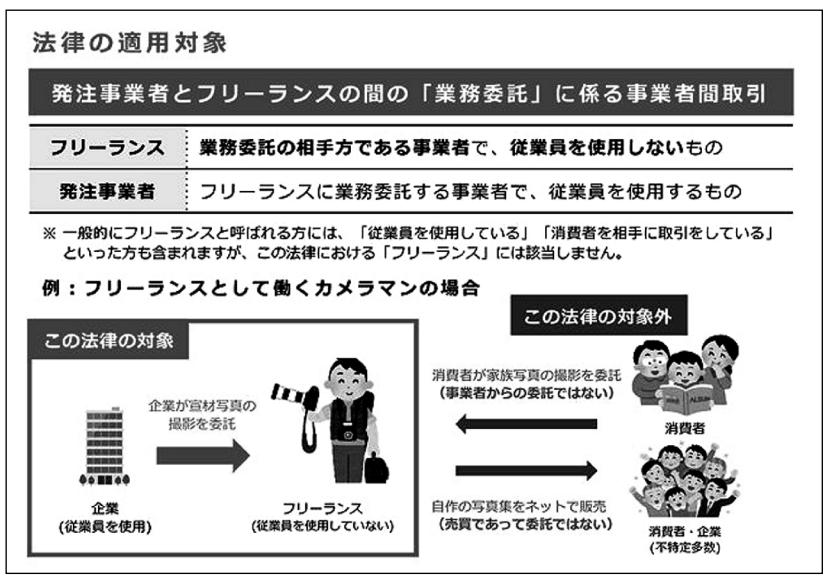
保護新法制定の意図は

労働市場の多様化が進む中、フリーランスも重要な役割を果たしている。

フリーランス保護新法は、フリーランスの権利を守り、フリーランスと企業の間での公正な取引関係を築く事を目的としており、契約内容の透明性や公正な報酬を求めるものである。

フリーランスには労働基準法が適用されないため、取引上の立場が弱くなりがちである。また、継続して依頼を得るために、少し無理のある契約でも了承せざるを得ないケースも少なくない。そのため、都合よく使われたり、報酬の未払い、過重労働、一方的な契約打ち切りなど、さまざまな問題に直面している。公正取引委員会が新法施行前に行なった調査では、「十分な協議はなかった」「一方的に決められた」と答えたフリーランスは67・1%にのぼった。さらに「足元を見た値踏み」や「夜間休日返上の納期を強いられた」などの声もあった。これらの不利益をフリーランスが負わないよう保護する事がフリーランス保護新法の役割である。

フリーランス保護新法と似たものに「下請法」があるが、下請法では取引の発注者の資本金が1000万円以上になる場合にのみ適用される。フリーランスに取引を発注する委託事業者の多くは、資本金1000万円以下である事が多く、同法に適用される事は少なかった。しかし、フリーランス保護新法では資本金の大小を問わず、すべての事業者が規制対象となる。



保護新法の具体的な内容

契約書の明示：現状でもフリーランスは依頼主と契約書を交わして業務に当たるが、SNS上での口約束で仕事を受けて後々トラブルになる事もある。

口約束で仕事をしてしまうと、そもそも契約を結んでいないため、「契約違反」として扱う事も難しく、泣き寝入りとなるケースも多くある。こうしたトラブルを未然に防ぐ事もフリーランス保護新法を制定する目的だ。

フリーランス保護新法ではトラブル時の対応について事前に取り決めをし、契約を結ぶ事で、不要なトラブルを防ぐとしている。そのためフリーランスと企業の間で契約書を交わす際、内容を明確にし、報酬や納期、業務内容などを明示する事が義務付けられ、発注者が取引条件を曖昧（あいまい）にしたままフリーランスに業務委託する事が禁じられている。

明示すべき事項は以下の通り。「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領／役務提供を受ける日」「給与を受領／役務提供を受ける場所」「（検査を行なう場合は）検査完了日」「報酬の支払い方法に関する必要事項」。

報酬の支払い期限の設定：フリーランスの報酬について、支払い期限が設定され、未払いがあった場合の対処法も定められている。

発注者は成果物の受領日から数えて60日以内、それもできるだけ早い時期に報酬を支払う事が定められている。また、発注者が元請事業者から依頼を受けた業務をフリーランスに再委託する場合は元請事業者による報酬支払日から30日以内の支払いが求められる。

労働条件の整備：フリーランスの働く環境について、労働条件の整備を求める規定も盛り込まれている。受託側（フリーランス）の出産や育児、介護などがあっても、業務と両立できるように発注者側が配慮する義務も定められた。

また発注者側にフリーランスへのハラスメント対策を講じる事も義務付けられた。具体的には、フリーランスからのハラスメント相談に対応できる体制の整備や、社内にフリーランスへのハラスメントを禁じる旨の周知などが挙げられる。また、ハラスメントの相談をしてきたフリーランスに対し、それを理由に不利益を及ぼす事も禁じられている。

さらに6か月以上の期間にわたるフリーランスとの業務委託契約を中途解除したり、更新を停止したりする場合、原則として30日以上前に予告する事が発注者に義務付けられた。また、フリーランス側が予告日から解除日までの間に理由の開示を請求した場合、発注者はその理由を開示しなければならない。



指摘されている課題点

フリーランスの労働環境を整えるための「フリーランス保護新法」だが、施行にあたっては課題点も指摘されている。

適用範囲の曖昧さ：フリーランス保護新法の適用範囲が曖昧である事が問題視されている。具体的に、どのようなフリーランスがこの法律の保護対象となるのかが明確でなく、小規模な事業者や特定の業種に対する保護が不十分とされている。このため、法律の恩恵を受けられないフリーランスが存在する可能性がある。

雇用契約との違い：フリーランスと企業との関係は多様であり、雇用契約との違いが明確でない場合、保護が不十分になる恐れがある。特に、業務委託契約と雇用契約の境界が曖昧であるため、法的なトラブルが生じるリスクがある。

実効性の欠如：法律が施行されても、実際にフリーランスを保護するための具体的な施策や監視体制が不十分である場合、効果が薄れてしまう懸念がある。法律の施行に対する監視や罰則が弱い場合、企業が法律を無視するケースも考えられる。フリーランスには、中小企業庁のような違法な取引を取り締まる機関がなく、基本的に自己申告で対処しなければならない。契約終了を恐れて申告しない人が多かった場合、この保護新法が活用されない事態となってしまいかねない。

報酬の不公平：フリーランス保護新法は、フリーランスの報酬に関する保護も含まれているが、実際には大企業とフリーランスの間で報酬に関する不公平が存在する事が多い。特に、大企業がフリーランスに対して支払う報酬が適正かどうかを判断する基準が不明瞭なため、実効性に疑問が残る。

事業主の負担：新法により事業主にかかる責任が増えるため、特に中小企業にとっては経営の負担が増す可能性がある。これにより、フリーランスの雇用が減少するリスクがあり、結果としてフリーランスにとっても悪影響が及ぶ事が懸念される。

まとめとして

フリーランス保護新法は、フリーランスの権利を保護し、労働市場の多様化を促進し、増加するフリーランスが働きやすくなるための重要な法律だ。しかし、その適用範囲の曖昧さや実効性の欠如、報酬の不公平といった問題点も抱えている。現状でも下請法や独占禁止法の違反が横行しているため、新しく法律ができても劇的に労働環境が改善されるとは言い切れない。今後、これらの問題点を解決し、より実効性のある施策を進める事が求められる。

フリーランスが安心して働ける環境を整えるという事は、労働市場全体の健全性にも寄与する重要な課題である。

地域アソシエーションの芽(67)

京都大学名誉教授　本山美彦

種子をめぐる勢力(13)

オランダによる世界の植物蒐集計画に協力したシーボルト

出島の表門に、三角形の碑が建てられている。元々は、1826年に、フィリップ・シーボルト（Philipp Siebold,1796～1866）が、この出島で研究にいそしんだ二人の先輩を称えて建てた碑である。

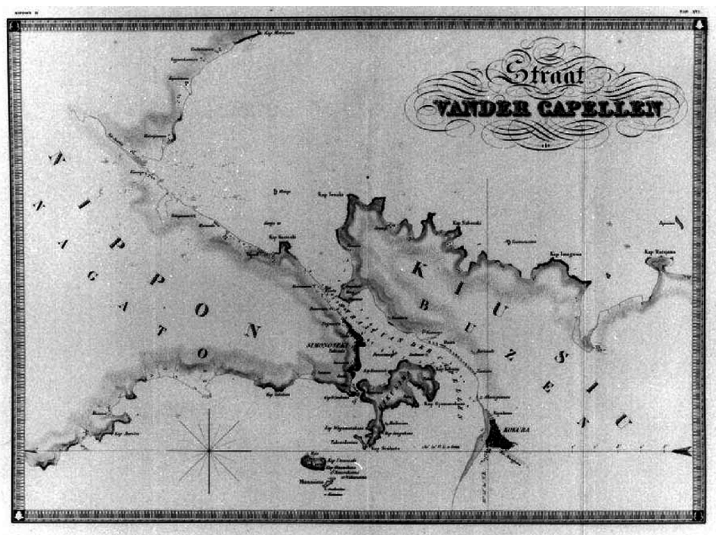
二人の先輩とは、一人は、エンゲルベルト・ケンペル（Englebert Kaempfer,1651～1716）というシーボルトと同じドイツ人の医師であった。1690～1692年の間、長崎に滞在した。

もう一人は、カール・ツンベルク（Carl Thunberg,1743～1828）。スウェーデン生まれの医師で、1775～1779年まで長崎に滞在した。シーボルトを含めて3人ともオランダ商館に勤務する医師であった。

この記念碑には、碑面に先達を称える文章が刻まれ、シーボルトのサインも見られる。

「見られよ！E・ケンペル、C・P・ツンベルク。皆さんと育てた植物が、年々緑をたたえている。彼らは、植えてくれたる主を偲び、花を満々と咲かせている！V・シーボルト」（http-s://www.ph.nagasaki-u.ac.jp/history/research/cp1/chapter1-2.html）。

ケンペル、ツンベルク記念碑



シーボルトによるファン・デル・カペレン海峡（関門海峡）の地図

出島の植物園はジャワに移植するためのものであった

出島に植物園を造っていた先輩たちの遺産を継承し、大きくしたのがシーボルトである。結論を先取的に言うと、これは、オランダの東インド総督、ファン・デル・カペレン（Godert van der Capellen,1778～1848）の指令によるものであった。

この総督による強い推薦もあって、まだ27歳の青年だったシーボルトは、日本の博物学的・民族学的研究調査と日蘭貿易の再検討というオランダ政府の指令を受けての来日であった。シーボルトが長崎・出島の地に到着したのは、1823年である。

来日直後から、シーボルトは長崎近郊への散策を許された。当時、オランダ商館員は出島からの外出は許されていなかったのに、シーボルトだけは長崎奉行所から特別に許された。シーボルトの博学に周囲の人たちが、畏敬（いけい）の念を持っていたからである。すでに、シーボルトを慕って全国各地から集まってきた人たちによって鳴滝塾が造られた。その門弟たちが、全国にわたる広範囲の植物標本を集めてきた。

シーボルトは、来日した翌年の1824年11月24日付で、ファン・デル・カペレンに宛てた手紙で、次のように述べている。

「私は、昨年着任早々、出島に植物園を作りました」。「ここで珍しい植物を栽培していますが、長崎の外への二、三マイルの散歩は非常に役立っています」。「日本の弟子たちは、日本各地から数百種類もの植物標本を集めてくれています」。「来年には、私は、栽培したものも含めて私の植物学の研究をバタビア（※）に提出できると思います」。

この手紙の内容から判明したことは、当時のオランダ政府が、世界の植物を蒐集する政策を採っていたことである。シーボルトによって再建された出島の植物園は、オランダが世界に張り巡らせた大きな植物園組織の一角であった。出島で栽培された植物は、バタビアに移植するためのものであった。オランダへの便船を待つ間、バタビアで植物が栽培されていたのである。この植物が、オランダに移植されていた。つまり、シーボルトもその一翼を担わされていたひとりで、採集した植物は、長崎出島→バイテンゾルフ（ジャワ）→ケープタウン（南アフリカ）→ライデン（オランダ）とつながる植物園の組織によって移送されていた。

この出島の植物園には、シーボルトが帰国する1830年までに、日本と日本に定着した中国の有用植物と鑑賞用植物1，400種類以上の苗木が育てられていた（https://www.city.nagasaki.lg.jp/nagazine/hakken/hakken15032/index.html）。


幕末頃の鳴滝塾

シーボルトが、現在の関門海峡をファン・デル・カペレン海峡と名付けた

シーボルトは、オランダ商館長に随行して江戸に向かう途中、1826年、下関に立ち寄った。この時に見た関門海峡の美しさに感動し、航路としての重要さに気付いた。

その著書『江戸参府紀行』（日本語版『シーボルト・江戸参府紀行』、斎藤信・訳、平凡社東洋文庫、ワイド版2006年）の中に、「この海峡はこの国を研究する崇高（すうこう）な依託（いたく）をわれわれに与えた者の名を冠すべきであり、これよりファン・デル・カペレン海峡と命名する」との文章を書き残している。シーボルトは、この海峡についての自分たちが得た測量結果を、ヨーロッパ人が手に入れた最初の貴重な資料であると自負している。

当時下関には、ファン・デル・ベルグというオランダ名（使節ゾーフの命名）までも持ち、西洋新知識に深い関心を寄せる伊藤杢之允という大年寄がいた。彼は、シーボルト一行が下関に立ち寄ると、早速シーボルトを自宅に招待した。そこには、山口行斎をはじめとする蘭学の徒も集まって、下関周辺の測量や動植物の採集などにも大いに力を貸した。

このことが、後のいわゆるシーボルト事件といわれるスパイ容疑での国外追放にもつながった。しかし、シーボルトが、日本、またこの関門の地の紹介につくした功績は大きく、当時、下関市の住吉神社のクスの木に住みついていた巻貝（いまは絶滅）が、今日、シーボルトコギセルとして世界に知られているのも、その名残りの一つである（https://amebl-o.jp/shimonose9m/entry-12657653136.html）。

ちなみに、第8代将軍の徳川吉宗が、この時代、ファン・デル・カペレン東インド総督の斡旋で、ペルシャ馬を入手している。

※「バタビア」はインドネシアの首都ジャカルタのオランダ植民地時代の名称。


シーボルトコギセル

社会資本政策研究会
〒533-0032
大阪市東淀川区淡路三―六―三一
協同会館アソシエ1階
電　話（〇六）四八六二―四〇二二
ＦＡＸ（〇六）四八六二―四〇二三

サンセイ生コンクリート株式会社
代表取締役　稲村義昭
〒651-1412
兵庫県西宮市山口町下山口一六五一―一
電　話（〇七八）九〇四―三六九一
ＦＡＸ（〇七八）九〇四―二一〇七

関連団体を支援する会
ＫＵ

関西生コン関連経営者会

吉野建設 株式会社

被団協にノーベル平和賞

「核なき世界」へ被爆の実相訴え

10月11日、ノルウェーのノーベル平和賞委員会は「核兵器のない世界を実現するための努力と、核兵器が二度と使用されてはならないことを証言によって示してきた」ことを評価し、日本原水爆被害者団体協議会（被団協、本部・東京都港区）に2024年のノーベル平和賞を授与すると発表した。



ノーベル平和賞の受賞が決まり、喜ぶ広島県被団協の箕牧智之理事長（右端）ら

被団協の受賞理由と意義

被団協は1956年に設立され、今年で結成68年を迎える。被爆者による唯一の全国組織であり、日本の反核・平和運動の中心的存在である。被爆の実相を世界に訴え続け、被爆者の声を国内外に広めることを通じて、核兵器の非人道性と廃絶の必要性を訴えて続けるなど、核廃絶の運動を長年リードしてきた。

被団協が受賞した主な理由は、核兵器の非人道性を訴え、長年にわたって核廃絶運動に取り組んできた功績にある。被団協は国際社会においても核兵器禁止条約などの議論を促し、核廃絶を求める市民運動を牽引してきた。国連や国際平和会議にも参加し、核兵器がもたらす甚大な被害を世界に示し、核軍縮を訴える決議を繰り返してきた。その活動が高く評価され、今回の平和賞受賞となった。

ノーベル委員会は被団協について「核兵器が二度と使用されてはならないことを証言を通じて示し、その並外れた努力は核のタブーの確立に大きく貢献し、核戦争のリスクを抑制してきた」と讃えた。さらに国連や平和会議に代表団を派遣し続け、「核軍縮の差し迫った必要性を世界に訴えてきた」と指摘。「肉体的苦しみや辛い記憶を、平和への希望を育むことに生かした全ての被爆者に敬意を表したい」とした。

加えて、被爆者が高齢化する中、その経験を次世代に受け継ぐことの重要性を強調し、核の記憶を風化させない努力が、世界の平和構築に不可欠であるとしている。

世界に与える影響

被団協の活動は、核軍縮や核兵器廃絶を推進する国際的な運動に貢献してきた。特に、近年の「核兵器禁止条約」（日本は不参加）成立への貢献は重要視されている。

また、ノーベル委員会は現在の核情勢にも強い懸念を表明した。核兵器を保有する国々が近代化を進め、新たな核開発競争が進行している現状において、核の危険が再び高まっていると警告している。この受賞は、核兵器の非人道性を訴えると同時に、国際社会が抱える核の脅威への警鐘を鳴らすものである。人類にとって核廃絶が未完の課題であることを再認識させ、世界の関心を再び核軍縮へ向けさせる狙いがある。

被団協の受賞は、日本のみならず国際社会にとっても象徴的な出来事である。来年、広島と長崎への原爆投下から80年となる節目を迎える中、核兵器の使用がいかに破壊的であるかを再確認する契機となるだろう。また、被爆者の証言を未来に伝え続けることが重要であるとのメッセージが込められており、次世代へその使命が受け継がれることが期待されている。

日本人としての行動すべきこと

日本は唯一の被爆国として、核廃絶をリードする責務があり、被団協の活動を通じて、国際社会における核軍縮の議論をさらに活発化させる必要がある。日本国内においても、被爆者の証言を学校教育やメディアを通じて広め、若い世代にその歴史的意義を伝えることが求められる。また、政府レベルでも核兵器禁止条約への参加など、より積極的な核廃絶の行動が期待される。

このノーベル平和賞は、被団協のみならず日本全体へのメッセージでもある。核の悲劇を体験した日本が、今こそ世界の平和構築に向けて積極的に貢献し、人類の未来のために「核なき世界」を実現する努力を続けるべきだ。

被団協がノーベル平和賞を受賞したことは、核兵器廃絶に向けた活動の重要性が国際的に認められた象徴的な出来事だ。この受賞をきっかけに、我々が取り組むべき課題は以下のものである。



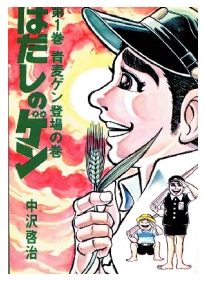
被爆した自身の写真を手に「ノーモア・ウォー、ノーモア・ヒバクシャ」と訴える山口仙二氏。山口氏は被団協の設立にも尽力した（1982年 国連軍縮特別総会）

若い世代への証言の継承

近年、広島市教育委員会が、市立小学3年生向けの平和学習教材に引用掲載してきた漫画『はだしのゲン』を削除したり、中学3年生の教材にあった「第五福竜丸事件」の記述が無くなるなど、平和学習とは違う方向に進みつつある事象が数多くみられる。被爆者たちの証言は、核の悲劇を未来へ伝える重要な手段である。被爆者の高齢化が進む中、次世代にその記憶を引き継ぐ努力が急務だ。それには、学校教育やドキュメンタリーなど、若者と結びつく形で被爆体験を共有する方法が求められる。

核兵器禁止条約への支持拡大

今回の受賞は、核兵器禁止条約への支持をさらに広げるチャンスだ。条約に署名していない国々、特に日本のように核保有国と同盟関係にある国に対して、批准を促す市民運動を強化する必要がある。



被爆の実相を伝えた漫画『はだしのゲン』

核の脅威に対する社会的意識の向上

核兵器使用の危険がある現在、社会全体で核の危険性についての認識を再確認することが重要だ。核兵器がもたらす被害が他人事ではないと捉え、個人が核廃絶に向けた活動に参加する意識を持つことが求められる。

平和運動の連携強化

国内外のNGOや政府機関、国連などとも協力し、人道的軍縮を推進する取り組みが欠かせない。核だけでなく、他の無差別兵器にも目を向け、包括的な平和構築を目指すことが期待されている。

ノーベル平和賞受賞を単なる喜びに終わらせず、核廃絶、さらに戦争の廃絶への新たな一歩として行動を続けることが求められている。

提言文芸

~投稿歓迎~

・政策より　総理になりたい　気持ちだけ
（荒馬宗介）

・戦争と　増税背負う　若年層（フラダンスの犬）

過去最多9人の立候補者で行なわれた自民党総裁選ですが、各候補に共通していたのは、政策の中身よりも、「権力」「地位」を欲しただけという事でした。若年層が戦争や経済的負担などの重荷を背負い、戦争を起こした年長者は決して責任も負担も負わないものです。

頑張れ尾上部屋

九州出身力士の活躍に期待

大相撲十一月場所（11月10日初日・福岡国際センター）が開催されるのに先立ち、10月28日に日本相撲協会から新番付が発表された。

十一月場所の見どころとしては、まず大関・大の里（二所ノ関部屋）の活躍に注目が集まる。新大関としての場所で、どれだけの結果を出せるかが期待される。

横綱・照ノ富士（伊勢ヶ濱部屋）の状態も大きな焦点だ。怪我からの復帰が注目されているが、横綱としての威厳を示すことができるかが勝負どころになる。

また十一月場所はその年の最後を飾る場所で、年間最多勝力士が決まる場所でもある。そのため最終戦まで優勝争いが白熱する可能性が高く、年間の総決算として力士たちの気合いが特に入る。千秋楽に向けた優勝争いだけでなく、番付を維持するための下位力士の奮闘も見どころとなる。

一方、組合総研も応援する尾上部屋では、若手力士たちの成長に期待が高まる。さらに上位を狙うには、これまでの取り組みで見せた潜在能力をいかに発揮するかがポイントである。また、大海、穂嵩、玄武丸、春山、城間、伊波など九州出身の力士たちの活躍も見どころの一つだ。

十一月場所　尾上部屋力士番付

【幕下】
西26枚目　☆伊波
東31枚目　城間
東33枚目　☆春山
東36枚目　☆北天海

【三段目】
東12枚目　☆穂嵩
東24枚目　☆大海
東39枚目　☆高馬山

【序二段】
東11枚目　☆高倉山
西17枚目　☆九鬼王
西34枚目　玄武丸
東88枚目　富士の輝

東76枚目　☆照寶
東80枚目　坂林

☆印は番付上昇の力士